

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和3年7月13日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北 区 教 育 委 員 会

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（お願い）

7月8日に、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都においては、7月12日から8月22日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施しました。

北区教育委員会といたしましては、以下のとおり感染防止対策をより一層徹底しながら学校運営を継続してまいりますので、各家庭において、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、夏季休業期間においても、ご家庭における感染症対策を徹底いただくようご協力ください。

1 学校運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和3年度改訂版～（令和3年4月1日東京都北区教育委員会）」（以下「区ガイドライン」とする。）に準じ、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。なお、各校が臨時休業及び学年閉鎖・学級閉鎖になった場合を想定し、オンライン学習等の環境整備を確実に進めます。

2 学校・園における幼児・児童・生徒に対する指導

以下のとおり、学校・園において指導を行います。

（1）基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、学校で確認の徹底）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後の速やかな下校

（2）教育活動について

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は、実施時期を変更するなどして、緊急事態宣言が解除されるまでは実施しません。

（3）水泳指導について

○緊急事態宣言が発令されている期間は、水泳授業における実技指導は実施しません。なお、水泳の事故防止に関する心得や実技を伴わない指導を行います。

（4）部活動について

○緊急事態宣言が発令されている期間は、平日に限り実施可とします。（土日祝日の活動は中止）

○部活動を実施する場合、感染症対策を一層徹底します。

*感染リスクの高い活動は控えます。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は自粛します。

*日ごろの健康観察を確実に実施します。プレー中以外はマスクを着用するとともに、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声は行いません。また、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を徹底します。

*部活動実施前後の更衣等における会話は控え、部活動終了後は速やかに帰宅させます。

*必要最小限の活動日数にするとともに、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動になるよう配慮します。

○緊急事態宣言が発令されている期間は、区専門委員会等が主催する大会への参加、他校との練習試合・合同練習等は中止します。

○特例として、中体連が主催する大会等（東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールを含む）が、緊急事態宣言期間中に行われる場合は、その大会等への参加は可とします。なお、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最小限の人数で参加します。また、生徒及び保護者へ参加の同意を確認します。

(5) 学校行事等について

- 緊急事態宣言が発令されている期間は、児童・生徒等が学年を超えて屋内で一堂に集まって行う行事等は延期又は中止します。
- 緊急事態宣言が発令されている期間は、保護者を含め外部への授業公開、保護者会等は中止します。
- 保護者会等（PTA活動や個人面談・三者面談含む）を実施しなければ学校運営に影響があると判断する場合は、来校者の校内での動線を工夫するなど感染症対策を徹底した上での実施を可としています。

(6) 宿泊行事について

- 北区教育委員会で所管する宿泊行事については、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発出されている場合及び当該学年で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業（当該学年の学年閉鎖を含む）の措置を行っている場合は、中止とします。なお、中止となった学校は、宿泊を伴わない代替活動を可能な限り実施します。
- 小学校第6学年「日光高原学園」は、延期します。
- 中学校第3学年「修学旅行」については、学校で実施の可否を判断します。

(7) 校外学習について

まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発令されている期間は、公共交通機関を利用した校外学習は中止又は延期する。移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施可とする。
※移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施します。

(8) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしません。

(9) 放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
- 繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。
- 友達の家で遊んだり、友達と会食したりしない。
- 食事中は会話しない。

3 家庭における感染症対策のお願い

各家庭においては、以下のとおり感染症予防策の徹底をご協力願います。

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察

※児童・生徒等を含め、家族に何らかの症状が見られる場合は、お子さまを無理して登校・登園させないようご協力をお願いいたします。なお、学校では、児童・生徒等の学習の保障を図ります。

- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

4 学童クラブ及び放課後子ども教室について

(1) 学童クラブ

- 一層の感染対策を図りながら運営を継続します。

(2) 放課後子ども教室

- 一層の感染対策を図りながら活動を継続します。

※ご利用については各ご家庭でご検討ください。また、ご利用される場合も、早めの帰宅にご協力ください。
※感染拡大防止の観点から実施を休止する場合があります。

5 問い合わせについて

〔教育活動、学校行事に関すること〕

教育振興部教育指導課指導係 3908-9287

〔保健、給食に関すること〕

教育振興部学校支援課保健給食係 3908-9295

〔区施設における宿泊行事に関すること〕

教育振興部学校支援課学事係 3908-1541

〔特別支援学級、巡回指導、通級指導、適応指導教室に関すること〕

教育総合相談センター 3908-9269

〔学童クラブ、放課後子ども教室に関すること〕

子ども未来部子どもわくわく課 3908-9361